

平成十八年一月三十日提出
質問第一一七号

外務省におけるセクシャルハラスメント（性的嫌がらせ）に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

外務省におけるセクシャルハラスメント（性的嫌がらせ）に関する質問主意書

一 セクシャルハラスメント（性的嫌がらせ）の定義如何。

二 二〇〇〇年四月一日以降、二〇〇五年三月三十一日までに外務省職員でセクシャルハラスメントで国家公務員法もしくは外務省内規により処分された者がいるか。いる場合、年度毎の人数を国家公務員法による処分者数、内規上の処分者数、国内職員、在外職員、性別にそれぞれ示されたい。

三 二〇〇五年四月一日以降、二〇〇六年一月二十七日までに、外務省がセクシャルハラスメントの被害申し立てを受けた件数は何件か。その内、国家公務員法もしくは外務省内規により処分された者がいるか。処分された者がいる場合、年度毎の人数を国家公務員法による処分者数、内規上の処分者数、国内職員、在外職員、性別にそれぞれ示されたい。

右質問する。